

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 固定式刺し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 下表の一の項及び二の項の操業区域の欄に掲げる操業区域において操業する船舶にあつては5トン以下、下表の三の項から三の十六の項までの操業区域の欄に掲げる操業区域において操業する船舶にあつては3トン以下。ただし、次のいずれかに該当する場合は、10トン未満とする。
 - (一) 共同漁業権漁場の区域において固定式刺し網漁業を操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合
 - (二) 所属する漁業協同組合が有する共同漁業権の内容に固定式刺し網漁業が含まれていない場合にあつては、当該漁業の許可を受け、操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合
 - (三) (一)又は(二)に規定する者が共同経営化又は法人化する場合
 - (四) (一)又は(二)に規定する者のために当該漁業に従事する者が自立する場合
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一	旭市見広通称雷神様の山（北緯 35 度 43 分 31 秒東経 140 度 42 分 8 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 43 分 19 秒東経 140 度 42 分 20 秒））と同市岩井通称不動様の山（北緯 35 度 45 分 13 秒東経 140 度 41 分 17 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 45 分 1 秒東経 140 度 41 分 29 秒））とを見通した線及び山武郡九十九里町片貝灯台跡（北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒（日本測地系にあつては、北緯 35 度 32 分 13 秒東経 140 度 27	この項及び二の項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	23 隻

	分 36 秒)) 125 度の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。		
二	山武郡横芝光町栗山川河口中心点 140 度の線及びいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 1 号）正東の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。	一の項及びこの項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	11 隻
三	共同漁業権共第 52 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 52 号の組合員行使権者	26 隻
三の 二	共同漁業権共第 48 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、勝浦市浜勝浦と同市川津との境界から同市墨名と同市串浜との境界に至る地先の区域を除く区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 48 号の組合員行使権者	25 隻
三の 三	共同漁業権共第 48 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、勝浦市浜勝浦と同市川津との境界から同市墨名と同市串浜との境界に至る地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 48 号の組合員行使権者	1 隻
三の 四	共同漁業権共第 45 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 45 号の組合員行使権者	30 隻
三の 五	共同漁業権共第 38 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、南房総市白子及び千倉町瀬戸地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 38 号の組合員行使権者	2 隻
三の 六	共同漁業権共第 38 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、南房総市千倉町北朝夷及び千倉町南朝夷地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 38 号の組合員行使権者	1 隻
三の 七	共同漁業権共第 38 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、南房総市千倉町忽戸地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 38 号の組合員行使権者	2 隻

三の八	共同漁業権共第 38 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、南房総市千倉町千田及び千倉町平磯地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 38 号の組合員行使権者	1 隻
三の九	共同漁業権共第 38 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域のうち、南房総市千倉町白間津及び千倉町大川地先の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 38 号の組合員行使権者	1 隻
三の十	共同漁業権共第 20 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 20 号の組合員行使権者	5 隻
三の十一	共同漁業権共第 13 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域の外縁に接する海面	共同漁業権共第 13 号の組合員行使権者	60 隻
三の十二	富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の富津市地先海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第 9 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の組合員行使権者	2 隻
三の十三	富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の富津市地先海面	共同漁業権共第 8 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の組合員行使権者	16 隻
三の十四	共同漁業権共第 7 号（平成 25 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域の外縁に接する海面及び袖ヶ浦市地先海面	共同漁業権共第 7 号の組合員行使権者	26 隻
三の十五	船橋市から袖ヶ浦市に至る地先海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権短共第 2 号（令和 3 年 9 月 1 日免許）の組合員	41 隻

		行使権及び共同漁業権短共第3号(令和3年9月1日免許)の組合員行使権を有する者	
三の十六	市川市地先海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	共同漁業権共第1号(平成25年9月1日免許)の組合員行使権及び共同漁業権短共第1号(令和3年9月1日免許)の組合員行使権を有する者	53隻

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年2月14日から3月15日まで